質 問 第 七 号昭和五十四年二月二十一日提出

内閣の衆議院解散権に関する再質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和五十四年二月二十一日

提 出 者

飯 田 忠

雄

衆 議 院 議 長 灘 尾 弘 吉

殿

## 内 閣 $\mathcal{O}$ 衆 議 院 解 散 権 12 関 す る 再 質 間 主 意 書

右 に 0 7 て、 さき に 提 出 た 質 問 (質 問 第 五. 号) に 対 する答 弁書 は 何 5 憲 法 上  $\mathcal{O}$ 根 拠 を示さ

ず、 主 観 的 見 解 に終 始 す る ŧ 0 で あ り、 また、 質 問 が 六 項 目 に 分け て政 府  $\mathcal{O}$ 見 解 を問 う t  $\mathcal{O}$ で あ

十九条により再質問する。

る

0)

に、

ک

れ

に

Þ

正

確に答えられ

てお

らず、

要

領を

得

な

V

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

る

か

ら、

衆

議

院

規

則

第

百

五.

内 閣 が 玉 事 権 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 助 言 کے 承 認  $\mathcal{O}$ 権 限 を 有 することが、 そ  $\mathcal{O}$ 助 言 と 承 認  $\mathcal{O}$ 実 質 的 根 拠 کے

な る 事 項  $\mathcal{O}$ 実 質 的 決 定 権 を 内 閣 12 与 え る £  $\mathcal{O}$ で な 1 こと は、 憲 法 第  $\equiv$ 条 と 第 六 条 と 0) 関 連 12 4

れば容易に認めうるところである。

ところで 衆 議 院  $\mathcal{O}$ 解 散 は 玉 民  $\mathcal{O}$ 直 接 選 挙 に ょ つ て 選任 さ れ た衆 議 院 議 員 が 総 辞 職 し、 衆 議

院 を解 散することに外 なら ない が、 こ の ような立法 府  $\mathcal{O}$ 構 成に · 関 す る問 題 に 0 7 て、 内 閣 が 実

質 的 決 定 権 を有 す るとす る た め に は、 憲 法 に そ 0) 明 文 を 有 L な け れ ば なら な いことは 現 行 憲

法  $\mathcal{O}$ 構 造 及 び 精 神 カゝ 5 7 つて 当 然のこととい わ ね ば な 5 な 1

さ れ ば、 答 弁書 のごとく、 内 閣 に衆議 院  $\mathcal{O}$ 解 散 を決定する権 限 があ るとするなら ば、 そ

れ

は、 内 閣 が 衆 議 院 に 対 する解 散 命令 権 を有り する主張に 外なら ない か 5 このような 憲法 上  $\mathcal{O}$ 重

要 事 に つ 1 て は ک れ を 規 定す る憲 法 上  $\mathcal{O}$ 明 文 が なけ れ ば な 5 な \ \ \ \ ところで内 閣  $\mathcal{O}$ 職 務 に 0

1 て 規 定 です る 憲 法 第 七 十三条 に は 衆 議 院  $\mathcal{O}$ 解 散 を 決 定 す る 権 限  $\mathcal{O}$ 記 載 は な 1 か ら、 答 弁 書  $\mathcal{O}$ 

所 論 は 憲 法 上 根 拠  $\mathcal{O}$ な 1 ŧ 0) لح 1 わ ね ば な 5 な ょ 0 て、 ک 0) 問 題 に 0 1 7 憲 法  $\mathcal{O}$ 明 文 を

示 7 答 弁 さ れ た 1

で 答 弁 書 は は、 先 例 憲 法 確 第 <u>\( \frac{1}{2} \)</u> を 九 + 主 張 す 条 に る が 0 先 明 例  $\mathcal{O}$ 主 か で 張 は、 あ そ れ が合憲 であることを条件とす Ś ŧ

 $\mathcal{O}$ 

あること

八

ょ

7

5

る。

憲 法 第七 条は、 天 皇  $\mathcal{O}$ 玉 事 権  $\mathcal{O}$ 範 囲とそ 0 行 .使方法を規定するものにすぎず、 こ の 規定 から

務 とす 例 玉 る 1 0 で か  $\mathcal{O}$ 政 ら、 権 あ 範 ること ま ると 进 た、  $\mathcal{O}$ 憲 を 根 規 は 拠 L 法 内 第 7 定 を 閣 ŧ, L 憲 導 九 が た + き 法 玉 ک 憲 八 事 出  $\mathcal{O}$ 法 条  $\mathcal{O}$ 明 すこと 権 先 第 に 文  $\mathcal{O}$ ょ 七 例 を 助 十三 り 欠 は は 言 効 < 条 ŧ 力 憲 実 承 を 法 を 質  $\mathcal{O}$ 認 逸 有 で 的  $\mathcal{O}$ 者 規 脱 L 法 で に な 定 す 理 憲 あ を る 1 論 る 法 逸 ŧ 第 ŧ 上 と  $\mathcal{O}$ 脱 憲 兀  $\mathcal{O}$ کے し、 で 法 か 条 あ に 違 1 ら る。 わ 憲 違 反 法 直  $\mathcal{O}$ ね 反 ば ょ 疑 5 す  $\mathcal{O}$ な ることと 構 0 1 に 5 が 7 造 衆 な 及 あ 議 答 1 び る 院 精 弁 な  $\mathcal{O}$ 解 書 る 神 4 散 と に な  $\mathcal{O}$ 権  $\mathcal{O}$ 間 反 1 5 V  $\mathcal{O}$ す ず う 題 保 わ る が 持 に ね <u>\_</u>" 者 ŧ 内 ば 0 لح な 1 閣 で  $\mathcal{O}$ < て 5 で  $\mathcal{O}$ あ 先 な  $\mathcal{O}$ あ 職 る

三 避 式 れ け る を 衆 ることが £ 省 議 院  $\mathcal{O}$ 略 で L  $\mathcal{O}$ あ 解 解 必 る 散 散 要 か  $\mathcal{O}$ は で ら、 詔 あ 書 従 ると考える 略 来 に 式 対 手 絶 し 続 対 で 多 多 が 数 は 数 あ 党  $\mathcal{O}$ 政 る 議  $\mathcal{O}$ 府 が 員 政 実 府  $\mathcal{O}$ が 見 質 万  $\mathcal{O}$ 解 的 下 歳 を に を 12 問 議 t お う。 決 1 0 が 7 7 あ 答 行 0 え わ た て れ t た ŧ  $\mathcal{O}$ 解 と 散  $\mathcal{O}$ 解 で を 承 あ 認 る 法 た L 秩 た  $\Diamond$ 序 ŧ  $\mathcal{O}$ 議  $\mathcal{O}$ 混 لح 決 乱 思  $\mathcal{O}$ を わ 形

政

府

 $\mathcal{O}$ 

合

憲

的

な

答

弁

を

求

8

る。

兀

なお、 質問第五号をもつて質問した事項のうち、一、三、六の各項については答弁を得てい

ないので、

項目を分かつて答弁されたい。

右質問する。

六